

平成21年 6月5日  
秋田中央交通株式会社

## 一般乗合バスの上限運賃変更実施の概要について

いつも秋田中央交通をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

弊社ではこの度、一般乗合バスの運賃変更申請書（一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請書）を平成21年3月4日付で国土交通大臣あてに提出しておりましたが、平成21年6月4日付で認可となりました。この度の実施は、平成9年4月1日（消費税の税率変更）以来の上限運賃変更となります。

運賃変更の概要は、次のとおりです。なお、上限運賃の範囲内で設定する実施運賃の詳細について最終確認作業中であることから、一部ご照会に対しお時間をいただく場合がありますことを、ご容赦願います。

### 1 実施予定年月日

平成21年7月1日

### 2 変更認可内容

#### (1) 普通旅客運賃

対キロ区間制

基準賃率	現行	39円40銭
	認可	42円80銭

初乗運賃	現行	140円
	認可	160円

#### (2) 定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃	現行割引率	30%引
	認可割引率	現行と同じ
通学定期旅客運賃	現行割引率	40%引
	認可割引率	現行と同じ

※ 通学定期旅客運賃の実施運賃については、通学学生の利用拡大と子育て家庭の負担軽減を図るため、現行の割引率を5%拡大し、45%引とします。

### 3 申請理由

弊社乗合バス事業は、マイカーの普及、少子・高齢化による地域内の人口減少等により、利用者は年々減少しております。これらの結果、大幅な経常欠損を計上するのが常態化しており、経営上危機的状況にあります。

このような状況の中、収支の改善をはかり、輸送の安全を確保し、旅客へのサービスをはかるため、運賃を変更いたします。